

平成 30 年 9 月 14 日決定
令和 3 年 12 月 24 日改正
農業資材審議会農薬分科会

農薬原体部会の審議資料等の取扱いについて

一般に、いわゆる審議会等は、国の政策上重要な事項について、学識経験を有する者等の合議による意見を求めるために設置されるものであり、審議結果を踏まえた政策決定が広く国民に受容されるためには、会議や議事録の公開を通じて、検討過程の透明性を確保することが原則である。ただし、会議、議事録又は議事要旨を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合には、その全部又は一部を非公開とすることができることとされており（「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」（平成11年4月27日閣議決定））、農業資材審議会においてもこれに準じたルールを定めている（農業資材審議会議事規則第3条及び第4条）。

農薬は、病虫害による農作物の被害を防ぎ、国民一人一人に十分な農産物を供給するために必要な資材であるが、同時に、食品となり得る農産物に直接散布され、環境中に放出されるものであるため、消費者や農薬使用者等に悪影響を及ぼすおそれがある。このため、農薬の登録に当たっては、多岐にわたる試験成績の提出を求め、その毒性を明らかにした上で、人の健康への悪影響が生じないように、使用方法や使用上の注意事項を定めている。

本部会での審議を経て定められる農薬原体の成分規格は、市販される農薬の製造に用いられる農薬原体が、安全性評価の根拠たるこれらの試験に用いられた農薬原体と同等となるよう管理するために導入されるものであり、十分な科学的根拠に基づき適正な規格が設定されることが、安全な食品の安定的な供給という公共の利益に資することとなる。

一方、農薬原体の成分規格の検討には、申請者の知的財産でもある各種の試験成績が必要であり、中でも、農薬原体の製造方法、農薬原体中の不純物の種類や含有量等の情報が不可欠となるが、これらは、製造者が公表していない製造上のノウハウ等に関するものであり、審議会の原則に従い公開すれば、悪意のある第三者に自己の利益のために利用されるおそれがある。

したがって、競合相手への科学データの漏洩を懸念することなく申請者から十分な情報が提供されるようにするとともに、申請者の知的財産権の侵害を防止するため、各種資料を厳格に管理する必要がある。また、これらの資料に基づき作成される評価書等の二次資料や、これらの資料を用いて行われる審議についても、同様の対応が必要と考えられる。

これによって、本部会における審議の円滑化が図られ、適正な農薬原体の成分規格の設定を通じ安全な食品の安定的な供給に資するという上記の目的が達成されることとなる。

なお、欧米においても、同様の考え方により、これらの情報は第三者の知るところとならないよう、厳格に管理されている。

具体的には、本部会における審議資料その他の情報の取扱いは、以下のとおりとする。

1 審議資料

農薬原体部会において用いられる審議資料には、

- (1) 農薬原体の製造方法、有効成分及び不純物の含有濃度及び各成分の毒性に関する試験成績等、登録申請時に農薬取締法第3条第1項の規定に基づき申請者が提出した資料のうち農薬原体の評価に必要なものの写し
- (2) 食品安全委員会による当該農薬の評価書又は意見募集中の評価書案
- (3) 農薬取締法第3条第2項第11号に関連する試験成績を総括した農薬原体の成分規格の案を含む評価書案

等が含まれ得るが、(1) はいずれも申請者の知的財産として保護すべきものであること、(3) については農薬原体の製造上のノウハウに直結する有効成分及び不純物の含有濃度に関する情報を含むものであることから、いずれも非公表とし、部会の委員による転記・複製を禁じ、審議終了後には事務局が資料を回収する。

2 議事内容

本部会においては、上述のとおり知的財産として保護すべき資料を用いて審議が行われることから、審議の詳細が第三者の知るところとなれば、当該資料の内容を類推することが可能となり、当該申請者に著しい不利益をもたらすこととなる。このため、農業資材審議会議事規則第8条の規定に基づき準用される第3条第2項、第4条第1項及び第2項の規定に基づき、部会長は、本部会において個別の農薬原体の成分規格に関する審議が行われる場合は、その議事を非公開とする。また、議事録及び議事要旨を一般の閲覧に供するものとする。

議事録は、公開することにより、特定の個人若しくは団体に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある部分を除くものとし、また、議事録の公開に際しては、暫定的に発言者氏名を除いた議事録を公開し、さらに当該農薬の部会審議結果が分科会で報告及び審議された後、発言者氏名を含む議事録を公開するものとする。

議事要旨には、成分規格の設定根拠を簡潔に記載するものとし、成分規格に含まれない不純物に関する情報や、農薬原体の製造方法に関する情報は、記載しないものとする。

3 部会の審議を通じて知り得た情報

委員は、本部会の審議を通じて知り得た情報については、審議会資料等と

して書面にまとめられたものであるか否かを問わず、部会の委員又は事務局以外の者へ提供したり、公にしてはならないものとする。